

豊川市監査公表第53号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年2月16日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

監査結果に基づく措置通知書（健康福祉部保険年金課）

監査実施期間 平成26年11月10日から  
平成26年12月18日まで

豊川市監査公表第45号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 休日における国民健康保険料等の収納事務を、分任出納員以外の職員が取扱っているので、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の領収印の配備について検討されたい。</p>	<p>1 国民健康保険料等の収納事務に係る分任出納員の任命等については、収納課と協議した結果、平成27年1月20日に次のとおり措置することを決定した。</p> <p>平成26年度は、既に分任出納員に任命されている職員1名を除く国保保険料係の全職員について、国民健康保険短期被保険者証の更新月である平成27年2月の1か月間を任命期間とし、平成27年度以降は、国保保険料係の全職員を、毎年1年の期間で任命することとした。</p> <p>なお、領収印の配備については、使用頻度等を勘案した結果、従来どおりの1個とするが、当該領収印を複数人で使用するため、領収書等に個人の認印を押印することで、責任の所在を明確にした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年2月10日現在のものである。